

令和6年度沖縄県立中学校入学者決定における追検査への対応について

令和5年10月
教育庁県立学校教育課

1 追検査

本人に責任を帰さないやむを得ない理由（「2 追検査の対象者」を参照）によって、令和5年12月2日（土）実施の検査等（以下、本検査という。）を受検できなかった者に対し、追検査を実施する。

2 追検査の対象者

- (1) 疾病（新型コロナウイルス・インフルエンザ等）・負傷により、本検査を受検できなかった者
- (2) 本検査当日に会場に向かう途中の事故、その他やむを得ない理由により受検できなかった者
※「本検査当日に会場に向かう途中の事故」とは、交通事故の当事者が受検者本人である場合とする。

3 追検査の手続き・日程等

追検査実施日は令和5年12月16日（土）とし、出願した県立中学校で実施する。

※ 志願先を変更することはできない。

- (1) 令和5年12月6日（水）までに出願した県立中学校へ必要書類を提出する。

[必要書類]

追検査受検希望届（特別様式）[全員]

ただし、「疾病（新型コロナウイルス・インフルエンザ等）・負傷」については受診した病院が作成する「診断書」を、「本検査当日に会場に向かう途中の事故」については自動車安全運転センター（沖縄県の場合；自動車安全運転センター沖縄県事務所（豊見城市字豊崎3-22））が作成する「交通事故証明書」を合わせて提出すること。

※警察への届出のない事故については、「交通事故証明書」の発行はできません。

交通事故が起きたら、取扱を受けた警察署、発生場所等を確認して申請して下さい。

- (2) 令和5年12月16日（土）に追検査を実施する。
- (3) 入学者決定通知期限（令和6年1月5日（金））は変更しない。

4 追検査による入学者決定の方法及び定員

入学者決定の方法は、本検査に準ずる。また、定員は変更しない。

5 その他

今後の感染症等の状況等によっては、上記の変更又は追加の対応を講ずる場合がある。